

The Friendship Force of KUMAMOTO 会則

第1条 <名称>

この会は、The Friendship Force of KUMAMOTO ザ・フレンドシップフォース・オブ・熊本という。以下「FF 熊本」と略す。

第2条 <目的>

FF 熊本は、ホームステイ（家庭滞在）等を通じて、国際交流を推進し相互理解を促進することによって、日本の国際化と世界平和に寄与することを目的とする。

第3条 <業務>

FF 熊本は、次に掲げる業務を行う。

- ① 本部（FFI）によるホームステイ交換プログラム事業の受入及び渡航
- ② 熊本県内の各種国際交流活動に対する支援及び協力
- ③ その他 FF 熊本の目的を達成するために必要な業務

第4条 <会員>

- ① 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出する。
- ② 会員は、総会において決められた年会費を、年度初めに納入する。但し、下記⑤の賛助会員は除く。
- ③ 会員が退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。
- ④ 会員が3年連続で会費を納入しないときは、会員の資格を喪失する。
- ⑤ この会の目的に賛同し、その業務を援助する個人又は法人であって、理事会において承認された者を、賛助会員とする。賛助会員が渡航や受入に参加することを希望する場合は正式の会員にならなければならない。

第5条 <役員及び選任>

- ① FF 熊本に次の役員を置く。
会長1名、副会長2名、会計1名、事務局長1名（若干名の事務局員）、理事10名前後及び監事2名
- ② 理事及び監事は総会において選任する。
- ③ 会長、副会長、会計、事務局長は理事の互選により定める。

第6条 <役員の職務>

- ① 会長はFF 熊本を代表し、業務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長が職務遂行不可能な場合又は会長が欠けた場合、その職務を代行する。
- ③ 理事は理事会を構成し、FF 熊本の運営に関する必要事項を審議し決定する。
- ④ 監事は会の会計及び業務を監査する。

第7条 <任期>

- ① 役員の任期は2年とする、但し補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- ② 役員の再任は妨げない。

第8条 <顧問>

FF 熊本に顧問を置くことができ、理事会の総意をもって推載し、会長が委嘱する。

第9条 <会議>

FF 熊本の会議は総会、理事会及び事務局会とする。

- ① 総会及び理事会は会長が招集する。
- ② 総会及び理事会の議長は会長が任命する。
- ③ 総会の定足数は委任状も含めて会員数の過半数とする。
- ④ 総会、理事会の議決は出席会員の過半数により決し、可否同数の場合は議長が決する。
- ⑤ 状況により会長の判断で、書紙面決議、オンライン決議などを行うことができる。
- ⑥ 事務局会は事務局長が招集する。

第10条 <総会の議決事項>

総会は次に掲げる事項を議決する。

- ① 会則の制定及び改定
- ② 毎年度の決算及び予算の承認
- ③ 毎年度の事業報告及び計画
- ④ その他、理事会において必要と認めた事項

第11条 <理事会の議決事項>

理事会は次に掲げる事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② その他、会長が必要と認めた事項

第12条 <事務局>

事務局長は理事会において選任され、若干名の事務局員で仕事を分担する。

第13条 <経費>

運営経費は、会費、賛助金、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

第14条 <会計年度>

会計年度は毎年1月1日より始まり、同年12月31日に終わる。

第15条 <委任>

この会則に定めるものの他、必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

《 追 記 》 休会中の会則

本会則はFF 熊本が感染症や自然災害の影響により受入及び渡航が困難な場合の会則である。

- ① 休会期間

- a. 休会期間は無期限とし、毎年度見直しを行うこととする。
 - b. FFJ に休会を申請し、休会期間の FFI への年会費は納入しない。
 - c. 会の活動再開が可能となった場合は、FFI へ年会費を納入し、活動を再開する。
- ② 会員および会の義務
- a. FF 熊本の会員年会費は徴収しない。
 - b. FF 熊本のホームページは維持管理する。
 - c. FFJ のホームページ管理費は納入する。
 - d. 熊本県国際協会への会費は納入する。
 - e. 個人で活動する会員は自己にて my FF へ登録し FFI への年会費を支払う。
- ③ 休会中の業務
- a. 国内外で行動の制限が行われている間は受入及び渡航は実施しない。
 - b. ブロック会議、代表者会議等についてはオンラインでの参加を推奨する。

《 細 則 》

- ① すべての慶弔事項、災害等見舞いについては、原則として会費から支出しない。
- ② FF 熊本代表としての会合参加費は、その都度理事会で検討する。
- ③ AC (Ambassador Coordinator) への謝礼は、その都度理事会で検討する。
- ④ 受入の際のイベント協力者への謝礼は、その都度理事会で検討する。
- ⑤ 総会及び理事会の議決権は世帯 1 票とする。

《 付 則 》 この会則は、2025 年 1 月 1 日から施行する。